

函館市再生可能エネルギー発電施設の
設置および管理に関するガイドライン
【解説付き】

令和8年（2026年）4月

函 館 市

目 次

第 1 条	目的	1
第 2 条	用語の定義	2
第 3 条	対象事業	4
第 4 条	対象地域	4
第 5 条	法令に基づく手続き等	5
第 6 条	特に慎重な検討が必要な区域等	5
第 7 条	配慮事項	6
第 8 条	事前協議	8
第 9 条	近隣住民等への対応	9
第 10 条	届出等	10
第 11 条	撤去および処分費用の確保	11
第 12 条	助言	11
附 則		12
別 表	特に慎重な検討が必要な区域等	13
別記様式第 1 号	事業計画届出書	17
別記様式第 2 号	事業計画変更・事業廃止届出書	19
別記様式第 3 号	設置完了届出書	20
別記様式第 4 号	発電事業者等変更届出書	21
別記様式第 5 号	撤去等完了届出書	22
ガイドラインに係る手続きフロー		23

(目的)

第1条 このガイドラインは、函館市（以下「市」という。）内に設置される再生可能エネルギー発電施設に関して、計画段階から施設を撤去し処分するまでの期間において、検討または配慮すべき事項を示し、地域との良好な関係が構築されるよう適切な管理を促すとともに、自然環境および生活環境と調和した適正な設置ならびに管理が行われることを目的とする。

【解説】

ガイドラインの目的を示したものである。

再生可能エネルギー発電事業の実施にあたっては、景観や騒音、災害リスクなどのほか、森林や河川、動植物の生態系への影響などが懸念されることから、環境との調和や、地域住民との合意形成が重要である。

このため、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする発電事業者（発電事業に関連する工事の施工者等を含む）に対し、発電事業の計画段階から事業完了後の施設撤去処分までの期間において、検討または配慮すべき事項を指針として示すことで、再生可能エネルギー発電施設の設置に伴う環境や社会的な課題を未然に防ぎ、地域との共生を実現していくことが、このガイドラインの目的である。

(用語の定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電施設

市の区域内に設置される太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備およびその附属設備（バイオマスについては燃料の供給および貯蔵のために一体的に整備される附帯施設を含む。）をいう。

(2) 発電事業

再生可能エネルギー発電施設を用いて発電を行う事業をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 出力が10キロワット未満の太陽光発電施設（同一または共同の関係にあると認められる事業者が、同時期もしくは近接した時期、または近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となるものを除く。）による事業

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物の屋根、屋上または壁面に設置する太陽光発電施設による事業

(3) 設置事業

再生可能エネルギー発電施設の設置（増設を含む。以下同じ。）（これを行うための土地の造成等による区画形質の変更を含む。）を行う事業をいう。ただし、前号アまたはイに掲げるものを除く。

(4) 事業者

発電事業および設置事業を計画し、これを実施する者をいう。

(5) 工事施工者

設置事業に関する工事を請け負った者をいう。

(6) 事業区域

発電事業および設置事業を実施する一団の土地であつ

て、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。ただし、次に掲げる区域は、事業区域に含めるものとする。

ア 発電事業および設置事業の実施にあたり、法令（他の条例を含む。以下同じ。）に基づく許認可等（許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいう。）を同時期に受ける区域

イ 物理的形狀または所有者もしくは事業者の形態によって一体と認められる区域

(7) 近隣住民等

次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の周辺に居住する者

イ 所有権、賃借権、地上権、地役権その他の権原により、事業区域の周辺の土地または建物を使用し、当該土地または建物において事業活動その他の活動を行う者

ウ 事業区域をその区域に含む町会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者

エ 事業区域に隣接する土地（水路または道路を挟んで隣接する土地を含む。）および当該土地上にある建物を所有する者

オ その他、市が必要と認める者

【解説】

ガイドラインで使用する用語の範囲を明確にするものである。

「(1) 再生可能エネルギー発電施設」のうち、

① 出力が10キロワット未満の太陽光発電

② 建築物の屋根、屋上または壁面に設置する太陽光発電

については、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」で対象外としていることをふまえ、ガイドラインの対象とする「(2) 発電事

業」と「(3) 設置事業」から除外する。

再生可能エネルギー発電事業は、発電の実施および施設の管理（発電事業）と、発電施設の設置工事（設置事業）に分類し、それぞれの実施主体である「(4) 事業者」、 「(5) 工事施工者」いずれにもこのガイドラインの内容に沿った発電事業の計画・実施を求めるものである。

「(6) 事業区域」については、発電事業を計画・実施する場所のほか、事業の実施に必要な搬入路等の確保のために、許認可等を取得する区域を含むこととする。

「(7) 近隣住民等」の範囲とする「事業区域の周辺」については、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」に規定する周辺地域の住民の範囲を参考に、以下の範囲を基本とする。

- ① 再生可能エネルギー発電施設の出力が 50 キロワット未満の場合
事業区域の敷地境界線から水平距離 100 メートル
- ② 再生可能エネルギー発電施設の出力が 50 キロワット以上の場合
(※③に該当する場合を除く。)
事業区域の敷地境界線から水平距離 300 メートル
- ③ 発電事業が環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種事業に該当する場合
事業区域の敷地境界線から水平距離 1 キロメートル

（対象事業）

第 3 条 このガイドラインの対象事業は、前条に規定する発電事業および設置事業とする。

【解説】

ガイドラインの対象とする事業の範囲を示すものである。

（対象地域）

第 4 条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

【解説】

ガイドラインの対象とする地域の範囲を示すものである。

(法令に基づく手続き等)

第5条 事業者および工事施工者（以下「事業者等」という。）は、法令を遵守し、適切な発電事業および設置事業を計画ならびに実施（以下「事業実施等」という。）するものとする。

2 事業者等は、事業実施等にあたって、法令の規制に該当する場合は、市および関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続き等を行うものとする。

【解説】

再生可能エネルギー発電事業の実施等にあたり、森林法等の関係法令や北海道および市の条例、ガイドライン等の趣旨を理解し、適切な発電事業を計画・実施することのほか、法令の規制に該当する場合は、市・関係行政機関との事前相談・協議や必要な手続き等の履行を求めるものである。

(特に慎重な検討が必要な区域等)

第6条 事業者等は、別表に掲げる区域等において事業実施等をしようとする場合は、法令の規定等を踏まえ、特に慎重に検討を行うものとする。

【解説】

函館市は、三方を囲む海からもたらされる豊富な水産資源や、市域の約8割を占める森林など豊かな自然に恵まれているほか、函館山からの眺望、江戸末期からの開港都市としての歴史と異国情緒あふれる町並み、世界文化遺産に指定された縄文遺跡群などさまざまな観光資源を有するなどの地域特性がある中、市内には都市景観の保全、文化財など地域資源や希少動植物の保護、災害の防止などを目的として、法令等の規定により一定の行為を禁止もしくは制限している区域等が多く存在する。

再生可能エネルギー発電事業全般については、環境への影響や地域との共生などについて、十分な検証や慎重な検討を行ったうえで進められるべきものであるが、別表に示す「特に慎重な検討が必要な区域等（土地・地域など）」で事業者等が事業を計画・実施をしようとする場合は、

より一層慎重な対応をするよう求めるものである。

(配慮事項)

第7条 事業者等は、事業実施等にあたっては、次の各号に定める事項に配慮するものとする。

(1) 自然環境

動植物の生息または生育，植生および生態系の状況を踏まえ，自然環境への影響を回避または極力低減すること。

(2) 生活環境

事業実施等に伴う騒音・振動・低周波音・電波障害・光害の防止，水資源の保全など，近隣住民等の健康または生活環境に影響を及ぼさないこと。

(3) 景観

地域の自然および歴史的環境と調和した良好な景観を形成すること。

(4) 災害

土砂の流出や設備の飛散等により，事業区域外に被害を及ぼさないよう，適切な対策をすること。

(5) 緊急時の対応等

ア 事業区域の外部から見やすい場所に事業者の名称および連絡先を記した標識等を掲示すること。

イ 事故や災害等による被害が生じ，または生じるおそれがある場合は迅速かつ適切に対応し，その状況を市へ報告すること。

(6) その他

ア 定期的に除草，排水設備の清掃を行うなど，周辺環境に十分に配慮し，事業区域を適切に管理すること。

イ 事業実施等に起因して苦情等があった場合は，迅速かつ適切に対応すること。

【解説】

環境と調和した事業実施等を進めるにあたり，事業者等による配慮が

必要と考える一般的な事項を項目ごとに示すものである。

市では、「函館市環境基本計画」に基づき、「豊かな自然と歴史ある町並み みんなで守り未来へつなぐ 環境にやさしいまち はこだて」をめざして、「地球環境の保全」「循環型社会の形成」「自然との共生社会の実現」「生活環境の保全」「総合的な取組の推進」の5つを基本目標と定め、各種施策を展開しているところである。

このため、事業者等に対しては、環境基本計画の理念に基づき、環境に十分配慮した事業の計画・実施を事業者等へ求めるものである。

「(1) 自然環境」は、生物多様性の保全や、地球温暖化対策など様々な役割を担っていることから、市とあらかじめ協議のうえ、有識者に助言を求めるなど事前に十分な調査を行い、地域に生息・生育する動植物の実態を正しく把握し、自然環境を保全するよう求めるものである。

「(2) 生活環境」は、再生可能エネルギー発電事業の主な課題として、

- ① 発電施設の設置工事による騒音や振動
- ② 発電施設の設置による電波障害
- ③ 発電施設の稼働による低周波音
- ④ 風力発電施設の稼働による風切り音や、風車の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）
- ⑤ 太陽光発電施設による反射光
- ⑥ 発電施設の設置および稼働による水資源の保全への影響

などが挙げられるので、近隣住民等の健康や生活環境に影響を及ぼさないよう求めるものである。

「(3) 景観」は、市全体を「景観計画区域」に位置付け、「景観法」に基づく景観誘導を行っており、このうち、西部地区および縄文遺跡群については、都市景観の形成を図ることが特に必要であるため、「函館市都市景観条例」に基づく「都市景観形成地域」として、一定の行為を禁止もしくは制限していることから、これらをふまえ、自然および歴史的環境と調和した良好な景観を形成するよう求めるものである。

「(4) 災害」は、土地の改変等により災害を誘発することのないよう、再生可能エネルギー発電施設の設置による土砂の流出防止などにあらかじめ対策を講ずるとともに、大雨などの天災も含め災害が発生したとき、

またはその発生のおそれがあるときには、適切に対応するよう求めるものである。

「(5) 緊急時の対応等」は、事故や災害が発生した時などの緊急連絡先（発電設備の概要および運転開始日・発電事業者および保守点検責任者の会社名・代表者名・住所・連絡先など）を事業区域の外部からも見やすい場所にあらかじめ掲示するほか、事故や災害等の緊急事態が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、市へ報告するよう求めるものである。

「(6) その他事項」は、再生可能エネルギー発電事業の計画段階から施設を撤去し処分するまでの期間において、

- ① 適切な除草の実施
- ② 定期的な清掃の実施による排水設備の機能維持
- ③ フェンス等の設置による第三者への感電等発生防止措置

④ 破損した設備（フェンス等の附帯設備を含む。）の迅速な修繕など、施設の適正な管理を行うことのほか、発電事業に起因した雑草の繁茂や降雨時の隣接地への濁水・土砂の流出などの苦情等があった場合には状況を正確に把握し、適切に対応することを求めるものである。

（事前協議）

第8条 事業者は、発電事業および設置事業を計画するときは、市とあらかじめ協議するものとする。

【解説】

再生可能エネルギー発電事業の計画段階において、市と事前協議することを事業者に対して求めるものである。

事前協議に係る市の担当窓口は下記のとおりとする。

部 課 名：環境部環境政策課

電話番号：0138-85-8197

E-mail：kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp

(近隣住民等への対応)

第9条 事業者は、発電事業および設置事業を計画するときは、あらかじめ近隣住民等に対し説明するものとする。

2 事業者は、近隣住民等からの要請があった場合は、協議に応じ、誠意を持って対応するなど近隣住民等との良好な関係を構築するものとする。

【解説】

再生可能エネルギー発電事業の計画段階において、事業者等が近隣住民等に対し、あらかじめ事業の内容などに関する事前説明を行うことを求めるものである。

地域への説明については、「環境影響評価法」および「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に該当する事業で、実施が規定されている。

地域との良好な関係構築の観点から、当該事業以外においても地域への説明は必要であるため、これらの法規定を参考とし、ガイドラインの対象とする全ての発電事業者に対し事業計画等の説明の実施を求めるほか、近隣住民等から発電事業に関する要請等があった場合への適切な対応も、併せて発電事業者へ求めるものである。

発電事業が地域と共生するためには、発電事業者からの説明だけでなく、地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要であることから、近隣住民等への説明は、事業計画の初期段階から進捗状況等に応じて適宜実施のうえ、事業計画について十分な理解を図るものとする。

(届出等)

第10条 事業者は、設置事業に関する工事に着手する60日前までに、事業計画届出書(別記様式第1号)に関係書類を添付し、市に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出を行った事業者は、事業計画を変更または事業を廃止しようとするときは、市とあらかじめ協議し、事業計画を変更または事業を廃止しようとする日の30日前までに、事業計画変更・事業廃止届出書(別記様式第2号)を市に届け出るものとする。この場合において、当該協議により、市から求めがあったときは、当該届出書を提出する前に、事業計画の変更または事業の廃止についてあらかじめ近隣住民等に対し説明するものとする。

3 第1項の規定による届出を行った事業者は、当該届出に係る設置事業が完了したときは、完了後14日以内に設置完了届出書(別記様式第3号)を市に届け出るものとする。

4 事業者の名義が変更となる場合において新たに事業者となる者は、名義が変更された日から14日以内に発電事業者等変更届出書(別記様式第4号)を市に届け出るものとする。

【解説】

市が再生可能エネルギー発電事業の把握や進捗を確認するため、事業者に求める手続きについて示すものである。

事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業および設置事業(設置工事に伴う土地の造成等による区画形質の変更等を含む。)に着手する60日前までに「事業計画届出書」の提出を求めるものである。

施設規模の変更など事業計画の変更や事業の廃止(計画段階における事業の撤回を含む。)があった場合は、「事業計画変更・事業廃止届出書」の提出を求め、市から要請があった場合は、「事業計画変更・事業廃止届出書」の提出前に近隣住民等へ再度の説明を実施するものとする。

社名の変更・事業譲渡などにより事業者等の変更(事業者名・代表者

名・住所等)があった場合は、「発電事業者等変更届出書」の提出を求めるものである。

(撤去および処分費用の確保)

第11条 事業者は、発電事業終了後の再生可能エネルギー発電施設の適切な撤去および処分(以下「撤去等」という。)に向け、計画的に費用を確保するものとする。

2 事業者は、前条第2項の規定による事業廃止の届出を行い、再生可能エネルギー発電施設を撤去等する場合は、環境への負荷を低減するものとする。

3 第1項の規定により再生可能エネルギー発電施設の撤去等を行った事業者は、これを完了した日から14日以内に撤去等完了届出書(別記様式第5号)を市に届け出るものとする。

【解説】

発電事業終了後の再生可能エネルギー発電施設の適切な撤去および処分に必要な費用の確保について求めることを示すものである。

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定する認定事業(FIT制度またはFIP制度の認定を受けた発電事業)では撤去費用の積み立てが義務化されているが、当該事業以外においても、撤去費用の確保は必要であることから、ガイドラインの対象とする全ての事業者に対し、費用の一括積立のほか、定額積立などによる費用を毎年引当金として会計管理するなど、撤去費用の確実な確保と適切な撤去を求めるものである。

なお、撤去等にあたっては、再生可能エネルギー発電施設のリサイクルなど環境への負荷の低減を併せて求めるものである。

また、撤去等が確実に行われたことを確認するため、撤去等を完了した日から14日以内に撤去等完了届出書の提出を求めるものである。

(助言)

第12条 市は、事業者に対し必要な事項について報告を求め、必要に応じて助言を行うことができるものとする。

【解説】

市が必要に応じて、事業者へ報告を求め、または助言を行うことを示すものである。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの規定は、このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置事業に関する工事に着手する事業者等に対し適用する。
- 3 施行日以前に設置事業に関する工事に着手している事業者等は、第7条に掲げる事項へ配慮するものとする。
- 4 施行日から60日以内に設置事業に関する工事に着手する場合における第10条第1項の「着手する60日前までに」および30日以内に事業計画を変更または事業を廃止する場合における同条第2項の「事業計画を変更または事業を廃止しようとする日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以降速やかに」とする。

【解説】

ガイドラインの施行の日および、施行日以前に着手している事業に対する経過措置を示すものである。

ガイドラインの規定は施行日以後に着手する発電事業および設置事業について適用するものとするが、施行日以前に着手している事業においても、第7条（配慮事項）については、事業期間全体に係る一般的な事項であることから適用するものである。

なお、施行日以前に着手している事業であっても、第2条に規定する再生可能エネルギー発電施設の増設を行う場合は、第3条に規定する対象事業となる。

また、施行日時時点で着手までの日数が60日未満である場合など、ガイドラインで求める届出が不可能なものについては、施行日後速やかな提出を求めるものである。

別表 特に慎重な検討が必要な区域等

区分	区域等名	備 考
土地の安定性への影響	砂防指定地	土砂災害を防ぐことを目的に、「砂防法」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している土地であり、事業実施等には北海道知事の許可が必要である。
	地すべり防止区域	地すべりを防ぐことを目的に、「地すべり等防止法」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には北海道知事の許可が必要である。
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害を防ぐことを目的に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には北海道知事の許可が必要である。
	土砂災害特別警戒域	土砂災害から住民の生命および身体を保護することを目的に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には北海道知事の許可が必要である。
	土砂災害警戒区域	土砂災害から住民の生命および身体を保護することを目的に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき警戒避難体制を特に整備すべきとして指定されている区域であり、事業実施等には安全の確保のため綿密な事前調査および検討が必要である。
	災害危険区域	津波，高潮，出水等による危険が著しい場所において住民の生命および財産を保護することを目的に、「建築基準法」に基づき一定の行為を制限している区域であり、事業実施等には函館市長への届出等が必要である。
	保安林（予定森林含む。）	土砂の崩壊や風水害の防備等を目的に、「森林法」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には農林水産大臣または北海道知事の許可が必要である。

	地域森林 計画対象 森林	災害の防止や野生生物の生息地の提供など重要な役割を果たす森林を適切に管理・育成することを目的に、「森林法」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には北海道知事の許可が必要である。
	河川区域	河川における災害の発生防止および河川環境の保全等を目的に、「河川法」および「函館市普通河川管理条例」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には北海道知事または函館市長の許可が必要である。
温泉への影響	温泉保護 地域	温泉資源の保護を目的に、「温泉法」および「北海道温泉保護対策要綱」に基づき新規の温泉井戸掘削が原則認められない地域であり、掘削には北海道知事の許可が必要である。
動物の 重要な種 および 注目すべき 生息地への 影響	道指定 鳥獣保護区	鳥類や哺乳類の安定的な生息環境を確保することを目的に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には北海道知事の許可が必要である。
	I B A	野鳥の生息に重要な自然環境を保全することを目的に指定された区域 (Important Bird and Biodiversity Areas) であり、事業実施等には当該区域の保全のための綿密な事前調査および検討が必要である。
	植生自然度 10の区域	国内の生物多様性に関する基礎情報を収集する目的で行われている植生調査において植生自然度10に区分された区域は、最も高い自然性が残された区域であり、事業実施等には当該区域の保全のための綿密な事前調査および検討が必要である。

<p>主要な眺望点 および 景観資源 ならびに 主要な 眺望景観への 影響</p>	<p>都 市 景 観 形 成 地 域</p>	<p>函館らしい都市景観の形成を目的に、「函館市都市景観条例」に基づき、都市景観の形成を図ることが特に必要であるとして一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には函館市長の許可または届出が必要である。</p>
	<p>北 海 道 立 自 然 公 園</p>	<p>優れた風景地の保護を目的に、「北海道立自然公園条例」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には北海道知事の許可または届出が必要である。</p>
	<p>自 然 景 観 保 護 地 区</p>	<p>良好な自然景観地の保護を目的に、「北海道自然環境等保全条例」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している地区であり、事業実施等には北海道知事への届出が必要である。</p>
<p>主要な人と 自然との ふれあいの 活動の場への 影響</p>	<p>環 境 緑 地 区 保 護 地 区</p>	<p>環境緑地の維持または造成を目的に、「北海道自然環境等保全条例」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している地区であり、事業実施等には北海道知事への届出が必要である。</p>
<p>そ の 他、 特に慎重な 検 討 が 必要なもの</p>	<p>世 界 文 化 産 遺 産 範 囲 お よ び 緩 衝 地 帯</p>	<p>世界文化遺産の資産範囲の保護を目的に、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の規定に基づき、国の責務として遺産を保護する義務を認識し最善を尽くすこととされており、「世界遺産条約履行のための作業指針」に規定する緩衝地帯と一体的に保存・管理する必要がある。</p>
	<p>指 定 文 化 財</p>	<p>「文化財保護法」、「北海道文化財保護条例」および「函館市文化財保護条例」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している文化財であり、事業実施等には文化庁長官、北海道知事または函館市長の許可が必要である。</p>
	<p>周 知 の 埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地</p>	<p>「文化財保護法」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している土地であり、事業実施等には文化庁長官、北海道知事または函館市長への届出が必要である。</p>

	市街化調整区	無秩序な市街化を抑制し自然環境等を保全することなどを目的に、「都市計画法」に基づき一定の行為を制限している区域であり、事業実施等には法に規定されるものを除き、函館市長の許可が必要である。
	農業振興地域内農用地区域	農業の振興および農用地の確保による食料の安定供給の確保を目的に、「農業振興地域の整備に関する法律」および「農地法」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には市長による農用地区域内農地の除外等および北海道知事の農地転用許可が必要である。
	甲種農地	農業生産の増大による食料の安定供給の確保を目的に、「農地法」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には北海道知事の農地転用許可が必要である。
	第1種農地	
	函館市地域計画（農業経営基盤強化促進計画）対象区域	農業の健全な発展を目的に、「農業経営基盤強化促進法」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には函館市長による同計画の変更が必要である。
	海岸保全区域	高潮や津波等から、海岸の背後地の多くの人命や資産を防護する海岸を保全することを目的に、「海岸法」に基づき一定の行為を禁止もしくは制限している区域であり、事業実施等には北海道知事または函館市長の許可が必要である。
	水資源保全地域	水源の周辺における適正な土地利用の確保のため、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、土地利用における配慮事項に関する指針を定めているほか、土地取引には道知事への届出が必要である。

別記様式第1号（第10条第1項関係）

事業計画届出書

令和〇年〇月〇日

函館市長 様

住所 函館市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
 氏名 株式会社 〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業概要

パネル更新に伴う出力の増等

事業の名称		〇〇太陽光発電所
事業の種別		<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業 区域	所在地	函館市〇〇町〇〇番地〇〇
	面積	〇〇〇 m ²
	土地所有者および 地目	株式会社〇〇〇〇 地目：雑種地および保安林
	土地権原取得状況	令和〇年〇月 購入済み
発電 施設	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス
	発電出力	〇〇 kW
発電 事業	発電事業者	住所 函館市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 担当者所属・職氏名 〇〇部〇〇課 主任 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス xxxx@xxx.xx.xx
	事業手法	<input checked="" type="checkbox"/> 自家消費 <input type="checkbox"/> FIT <input type="checkbox"/> FIP <input type="checkbox"/> その他（ ） PPA事業等
	運転開始予定時期	令和〇年〇月
	保守点検の 実施内容・方法	函館市内の(株)〇〇へ業務委託し、年に〇回の定期点検と年〇回程度の除草作業を実施予定。

保守点検や除草、発電所内の維持管理の予定を記入してください。

設置 事業	工事施工者	住所 氏名 代表取締役 電話番号 <small>(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</small>	函館市◇◇町〇〇番〇〇号 ◇◇◇◇株式会社 ◇◇ ◇◇ 〇〇-〇〇〇〇
	着手予定日		令和〇年〇月〇日
	完了予定日		令和〇年〇月〇日
	関係法令等の遵守 ・必要な手続 ・許可等取得状況		事業区域の一部に〇〇法に基づく〇〇指定区域を含むため、〇〇許可の取得が必要となり、令和〇年〇月〇日に取得済み（取得予定）。
	緊急時の連絡先	住所 氏名 担当者所属・職氏名 電話番号 メールアドレス 予定金額	函館市◇◇町〇〇番〇〇号 ◇◇◇◇株式会社 代表取締役 ◇◇ ◇◇ <small>(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</small> ◇◇課 係長 ◇◇ ◇◇ 〇〇-〇〇〇〇 yyyy@yyy.yy.yy 〇〇〇〇〇円
撤去等費用の 確保（積立）方法		例1) 再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度で積立 例2) 毎月の売電収入から〇万円ずつ積立し、引当金として計上等	
近隣 住民 等へ の 事前 説明	実施日（期間）		① 令和〇年〇月〇日（〇〇人参加） ② 令和〇年〇月〇日（〇〇人参加） ③ 令和〇年〇月〇日（〇〇人参加）
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 説明会開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問（ 戸） <input type="checkbox"/> その他（	書面の配付と個別質疑等
	近隣住民等からの 主な意見・要望		例) 設置工事の際の工事車両通行時間帯について要望があったため、工事車両の通行は日中時間帯のみとすることとした。

**FIT/FIP事業以外など、
独自に費用を確保する場合は、
予定金額およびその方法（事業
開始前の一括積立年次積立による
引当金処理やなど）を記載して
ください。**

**意見や要望などがあった場合、
できるだけ詳細に記入してくだ
さい。書ききれない場合は「別
紙のとおり」などと記載して別
紙を添付してください。**

2 添付書類

- (1) 事業者の企業概要やパンフレット等の資料（個人の場合には、本人確認書類の写し）
- (2) 事業区域の位置図および現況写真
- (3) 配置図，平面図，断面図
- (4) 関係法令等による許可又は認可等を受けている場合は，当該内容を証明する書類の写し（申請中の場合は，申請を受付したことを証明する書類の写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第10条第2項関係）

事業計画変更・事業廃止届出書

令和〇年〇月〇日

函館市長 様

住 所 函館市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 届出の内容

事業の名称		〇〇太陽光発電所	
事業 区域	所在地	函館市〇〇町〇〇番地〇〇	
	面積	〇〇〇 m ²	
発電 設備	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス	
	発電出力	〇〇 kW	
計画変更・廃止の別		<input type="checkbox"/> 計画変更 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止	
計画変更・廃止予定日		令和〇年〇月〇日	
(計画変更の場合) 計画変更の内容		例1) 発電設備の一部撤去に伴う出力の減少 例2) 建設工事の長期化に伴う運転開始時期の変更 等	
計画変更・廃止の理由		例1) 設備老朽化のため 例2) 当初予定より資材調達に時間を要するため 等	
(廃止の場合) 廃止後の発電設備の撤去、 処分状況		撤去作業は◇◇◇◇株式会社に、発電設備の処分はリサイクル事業者（□□株式会社）へ依頼し、令和〇年〇月〇日付けで撤去処分を予定。	

2 添付書類
変更に係る書類

国に提出する事業認定に係る書類がある場合等、変更内容がわかる書類を提出してください。

設置完了届出書

令和〇年〇月〇日

函館市長 様

住 所 函館市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 届出の内容

事業の名称	〇〇太陽光発電所	
事業 区域	所在地	函館市〇〇町〇〇番地〇〇
	面積	〇〇〇 m ²
発電 施設	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス
	発電出力	〇〇 kW
設置事業完了の日	令和〇年〇〇月〇〇日	
運転開始日	令和〇年〇〇月〇〇日	

2 添付書類

設置完了後の現況写真

設置完了後の発電所の全景と、
標識（第7条第5号ア関係）の
写真を添付してください。

別記様式第4号（第10条第4項関係）

発電事業者等変更届出書

令和〇年〇月〇日

函館市長 様

住所 函館市△△町〇丁目〇番〇号
 氏名 △△△△株式会社
 代表取締役 △△ △△

変更後の事業者が提出してください。

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン第10条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 届出の内容

事業の名称		〇〇太陽光発電所	
事業区域	所在地	函館市〇〇町〇番地〇	
	面積	〇〇〇 m ²	
発電設備	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス	
	発電出力	変更がある項目を記入してください。 〇〇 kW	
変更内容		変更前	変更後
住所 氏名 <small>(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</small> 担当者所属・職氏名 電話番号 メールアドレス	函館市 〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇課 主任 〇〇 〇〇 〇〇-〇〇〇〇 xxxx@xxx.xx.xx	函館市△△町〇番〇号 △△△△株式会社 代表取締役 △△ △△ △△課 主任 △△ △△ 〇〇-〇〇〇〇 zzzz@zzz.zz.zz	
変更の日	令和〇年〇月〇日		
変更の理由	(記載例) 発電事業の譲渡のため、社名変更のため、代表者変更のため、住所変更のため 等		
担当者連絡先	所属・職氏名 △△課 主任 △△ △△ 電話番号 〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス zzzz@zzz.zz.zz		

2 添付書類

- 変更後の事業者の企業概要やパンフレット等の資料（個人の場合にあつては本人確認書類の写し）
- 変更の事実を証する書類（発電事業譲渡に係る契約書等）

この欄は、本件届出に関する問合せ先を記入してください。
 『変更内容』欄は発電所の管理を担当する方の連絡先です。

撤去等完了届出書

令和〇年〇月〇日

函館市長 様

住 所 函館市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
氏 名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 届出の内容

事業の名称	〇〇太陽光発電所	
事業 区域	所在地	函館市〇〇町〇〇番地〇〇
	面積	〇〇〇 m ²
発電 設備	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> バイオマス
	発電出力	〇〇 kW
発電事業を廃止した日	令和〇年〇月〇日	
撤去等完了日	令和〇年〇月〇日	
撤去等の方法	撤去工事業者による撤去作業後、発電設備はリサイクル事業者へ搬入済み。	
撤去後の土地の状況	原状回復済み	

2 添付書類

発電施設の撤去前および撤去後の状況が分かる写真

設備撤去前および撤去後の発電所の全景の写真を添付してください。

函館市再生可能エネルギー発電施設に関するガイドラインに係る手続フロー



